平成１９年２月 15 日

各　　位

会　社　名　　東京建物株式会社
代　表　者　　取締役社長　　畑中　誠
コード番号　　８８０４　東証第１部
問合せ先　　広報 IR 室長　本吉 邦之
（ＴＥＬ　(０３)３２７４-１９８４）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、下記の通り「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 189 期定時株主総会に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

１．変更の理由

(1)「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）並びに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年５月１日に施行されたことに伴い、次の通り変更を行うものであります。

① 会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります。（変更案第4条、第7条、第12条第1項）

② 単元未満株式について、行使することができる権利を定めるものであります。（変更案第10条）

③ 株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することが可能となったことから、規定の新設を行うものであります。（変更案第17条）

④ 株主総会において、代理人により議決権の行使を行う場合の代理人の員数を定めるものであります。（変更案第19条）

⑤ 取締役会の機動的な運営を図るため、書面による同意等により取締役会の決議があったものとみなすこととする規定の新設を行うものであります。（変更案第25条）

⑥ 会社法に対応した用語及び引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

(2) 事業活動の拡大・多様化に伴い、また今後の事業展開に備えるため事業目的を追加し、併せて号数の変更を行うものであります。（変更案第2条）

(3) 周知性及び経済性の向上を図るため、公告方法を電子公告に変更し、併せて予備的公告方法を定めるものであります。（変更案第5条）

２．変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　平成 19 年 3 月 29 日(予定)
定款変更の効力発生日　平成 19 年 3 月 29 日(予定)

以上

【別紙】

（下線＿は変更部分。）

現行定款	変更案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.　（記載省略）	（１） （２） （３） （４） （５） （６） （７） （８） （９） （10）　（現行の通り）
11. 書籍、雑誌、レコード、コンパクトディスク、録音テープ、ビデオテープ、ゲームソフト、レーザーディスク並びにコンピュータソフトウエアの販売及び賃貸	（11）音楽機器・映像機器・ゲーム機器及びこれらのソフトウェア並びに書籍の販売及び賃貸
12. コンピューター及び周辺機器、ビデオ機器、レーザーディスク機器並びにゲーム機器の販売及び賃貸	（12）コンピューター及び周辺機器並びにコンピュータソフトウエアの開発、販売及び賃貸
13. 14. 15. 16. 17.　（記載省略）	（13） （14） （15） （16） （17）　（現行の通り）
（新　　設）	（18）不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務
（新　　設）	（19）介護に関する事業
18. 19. 20. 21.　（記載省略）	（20）　（現行18. の通り） （21）　（現行19. の通り） （22）　（現行20. の通り） （23）　（現行21. の通り）
（新　　設）	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人
（公告の方法） 第４条　当会社の公告は、東京都に於て発行する日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（発行する株式の総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は、８億株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、８億株とする。

現行定款	変更案
但し株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	
（新　　設）	（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。
（自己株式の取得） 第６条　当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる	（自己の株式の取得） 第８条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
（１単元の株式数及び単元未満株券の不発行） 第７条　当会社の１単元の株式の数は、1,000株とする。 当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係わる株券を発行しない。 但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第９条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。 ２　当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。
（新　　設）	（単元未満株式についての権利） 第10条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 （４）次条に定める請求をする権利
（単元未満株式の買増し） 第８条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	（単元未満株式の買増し） 第11条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
（名義書換代理人） 第９条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当会社の株主名簿及び実質株主名簿（以下株主名簿等という。）　並びに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、届出の受理、単元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失登録の手続等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	（株主名簿管理人） 第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（株主等の住所氏名及び印鑑の届出） 第10条　株主、登録質権者又はその法定代理人は、所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社の名義書換代理人に届　出なければならない。これを変更したときも同様とする。 前項の者が外国に居住するときは、日本国内に仮住所又は代理　人を定め、これを当会社の名義書換代理人に届出なければならない。これを変更したときも同様とする。 第１項の規定は、前項の代理人にこれを適用する。 前3項の手続をなさないために生じた損害については当会社はその責に任じない。	（削　　除）
（基準日）	（削　　除）

現行定款	変更案
第11条　当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。	
（株式取扱規則） 第12条　株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の種類、株券の再交付、単元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失登録の手続、その他株式取扱に関する事項については、取締役会の定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第13条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第３章　株 主 総 会	第３章　株 主 総 会
（招集） 第13条　定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある毎にこれを招集する。	（招集） 第14条　当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
（新　　設）	（定時株主総会の基準日） 第15条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。
（議長） 第14条　株主総会の議長には社長がこれに当る。社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。	（招集権者及び議長） 第16条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
（新　　設）	２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（新　　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議の方法） 第15条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 商法第343条に定める株主総会の決議の方法は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。	（決議の方法） 第18条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議決権の代理行使） 第16条　株主は、議決権を有する当会社の他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。	（議決権の代理行使） 第19条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
（新　　設）	２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（株主総会議事録） 第17条　株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席取締役がこれに記名捺印又は電子署名するものとする。	（削　　除）

現行定款	変更案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数） 第18条　　（記載省略）	（員数） 第20条　　（現行の通り）
（選　任） 第19条　取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	（選任方法） 第21条　取締役は、株主総会において選任する。
（新　　設）	２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
前項の選任決議は累積投票によらないものとする。	３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（任期） 第20条　取締役の任期は、その就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の取締役の残任期間とする。	２　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
（役付取締役及び代表取締役） 第21条　取締役会の決議をもって、会長１名、社長１名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
取締役会の決議をもって、会社を代表すべき取締役を定める。	２　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（報酬及び退職慰労金） 第22条　取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。	（削　　除）
（取締役会の招集） 第23条　取締役会を招集するには、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して通知を発するものとする。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　　設）	２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新　　設）	（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第24条　取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名するものとする。	（削　　除）
（取締役会規則） 第25条　取締役会に関しては、本定款に定めるもののほか、取締役会規則による。	（取締役会規則） 第26条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
（新　　設）	（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（員数及び常勤の監査役） 第26条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（員数） 第28条　当会社の監査役は、４名以内とする。

現行定款	変更案
当会社は監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。	
（選任） 第27条　監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	（選任方法） 第29条　監査役は、株主総会において選任する。
（新　　設）	２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（任期） 第28条　監査役の任期は、その就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。	（任期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（報酬及び退職慰労金） 第29条　監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。	（削　　除）
（新　　設）	（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集） 第30条　監査役会を招集するには、会日の3日前に各監査役に対して通知を発するものとする。但し緊急の場合は、これを短縮することができる。	（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　　設）	２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
（監査役会議事録） 第31条　監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した監査役が記名捺印又は電子署名するものとする。	（削　　除）
（監査役会規則） 第32条　監査役会に関しては、本定款に定めるもののほか、監査役会規則による。	（監査役会規則） 第33条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。
（新　　設）	（報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
第６章　計　　算	第６章　計　　算
（営業年度及び決算期） 第33条　当会社の営業年度は毎年1月1日から12月31日までとし、その末日を決算期とする。	（事業年度） 第35条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とする。
（利益金処分） 第34条　当会社の利益金は、法令に別段の定めあるもののほか、株主総会の決議をもって処分する。	（削　　除）
（利益配当金） 第35条　利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿等によってこれを支払う。	（剰余金の配当の基準日） 第36条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
（中間配当） 第36条　当会社は取締役会の決議により、毎年６月30日の最終の株主名簿等によって、中間配当（商法第 293 条の 5 の規定による金銭の分配をいう。）をすることができる。	（中間配当） 第37条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

現行定款	変更案
（利益配当金等の除斥期間） 第37条　利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。	（配当金の除斥期間） 第38条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以　上